

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会委員等名簿

番号	町名	区分		氏名	役職名
1	天王町		町長	石川光男	会長
2		第2号委員	議会議長	後藤一志	
3		第2号委員	議会議員	堀井克見	
4		第2号委員	議会議員	千田正英	
5		第3号委員	住民代表	佐々木吉男	
6		第3号委員	住民代表	鈴木久米雄	
7		第3号委員	住民代表	三浦トシ子	
8	昭和町	第1号委員	町長	千田鐵太郎	副会長（職務代理）
9		第2号委員	議会議長	赤平末次郎	
10		第2号委員	議会議員	小林友明	
11		第2号委員	議会議員	大澤一義	
12		第3号委員	住民代表	舘岡哲	
13		第3号委員	住民代表	南都武男	
14		第3号委員	住民代表	淡路徹	
15	飯田川町	第1号委員	町長	小玉久男	副会長
16		第2号委員	議会議長	門間英也	
17		第2号委員	議会議員	佐藤正信	
18		第2号委員	議会議員	伊藤栄悦	
19		第3号委員	住民代表	伊藤義弘	
20		第3号委員	住民代表	鈴木政亞	
21		第3号委員	住民代表	小玉喜久子	
22	秋田県	第4号委員	秋田地域振興局長	山口博司	

天王町	監事	代表監査委員	米谷一成	
昭和町	監事	代表監査委員	鎌田勝美	
飯田川町	監事	代表監査委員	渡邊晋二	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会幹事会名簿

町名及び課名	職名	氏名	役職名
天王町	助役	渡邊 毅	副幹事長
〃	収入役	高橋 利雄	
〃 総務課	課長	大越 宏	
〃 企画振興課	課長	鈴木 司	
昭和町	助役	佐々木 嘉一	幹事長
〃 総務課	課長	門間 鋼悦	
〃 企画振興課	課長	伊藤 賢志	
飯田川町	収入役	間杉 作朗	副幹事長
〃 総務課	課長	鏡 利行	
〃 企画調整課	課長	千種 肇	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局職員名簿

所属	職名	氏名	事務局職名
飯田川町	課長心得	幸村 公明	事務局長兼総務班班長
天王町（秋田県）	主席課長補佐 （副主幹）	渡辺 雅人	事務局次長
昭和町	課長補佐	菅原 龍太郎	事務局長補佐兼調整班班長
天王町	主席課長補佐	村山 久尚	事務局長補佐兼計画班班長
昭和町	係長	伊藤 国栄	計画班
天王町	係長	千葉 秀樹	総務班
昭和町	主事	菅原 智也	総務班
天王町	主任	藤原 忍	調整班
飯田川町	主事	斎藤 雅基	調整班

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会組織図

合併協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に関する協議 ・ 新市建設計画の作成 ・ その他合併に関し必要な事項
【構成】 町長 3 名、議会代表 9 名、住民代表 9 名 学識経験者 1 名 合計 22 名

幹 事 会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務レベルの調整の最高機関 ・ 協議会に提案する事項の検討又は調整 ・ その他合併に関し必要な事項についての検討又は調整
【構成】 助役・収入役 4 名、総務課長 3 名 企画課長 3 名 合計 10 名

事 務 局			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会、幹事会の会議に関する事項 ・ 協議会、幹事会の資料作成 ・ 協議会、幹事会の庶務 ・ その他協議会の運営に関する事項 			
【構成】 3 町の職員 8 名 県派遣職員 1 名			
局長 1 名 次長 1 名 補佐 2 名	総務班 3 名 (局長含む)	調整班 3 名 (補佐含む)	計画班 2 名 (補佐含む)

専門部会（11 専門部会）										
・ 規約第 3 条に掲げる事項の専門的に協議又は調整										
総務部会	企画部会	税務部会	住民部会	福祉部会	産業部会	建設部会	上下水道部会	教育部会	議会事務局部会	農委事務局部会

分科会（25 分科会）																								
・ 規約第 3 条に掲げる事項の専門的に協議又は調整																								
財 政	管 財	行 政	人 事	会 計	電 算	企 画	税 務	住 民	生 活 環 境	消 防	福 祉	保 険	健 康	農 林 水 産	商 工 観 光	土 木 建 設	都 市 計 画 住 宅	上 水 道	下 水 道	教 育 総 務	学 校 教 育	社 会 教 育	議 会 事 務 局	農 委 事 務 局

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会設置までの経緯

平成14年

- 10月 市町村合併情報交換会の初会議開催（10/16）
- 11月 第2回市町村合併情報交換会開催（11/22）
仁賀保・金浦・象潟合併協議会を視察（11/28）

平成15年

- 1月 第3回市町村合併情報交換会開催（1/10）
第4回市町村合併情報交換会開催（1/31）
- 2月 第5回市町村合併情報交換会開催（2/18）
情報交換会の組織強化を図るため湖南地域合併検討会を設置し初会議開催（2/24）
- 3月 第2回湖南地域合併検討会開催（3/28）
- 4月 天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会設立発起人会設立（4/1）
天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会設立発起人会解散（4/16）
天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会（任意協議会）設置し初会議開催（4/16）
合併任意協議会事務局を天王町に設置（4/16）
秋田県合併重点支援地域の指定を受ける（4/16）
天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会幹事会の初会議開催（4/28）
- 5月 第2回天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会開催（5/8）
第2回天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会幹事会開催（5/19）
第3回天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会開催（5/28）
協議会だより創刊号発行（5/30）
- 6月 第3回天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会幹事会開催（6/9）
任意合併協議会ホームページ開設（6/20）
天王町議会定例会、昭和町・飯田川町議会臨時会で法定合併協議会設置を議決（6/24）
第4回天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会開催（6/30）
協議会だより第2号発行（6/30）
- 7月 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会設立（7/1）
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の初会議開催（7/12）

報告第 1 号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 1 2 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約

(設置)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町(以下「3町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 協議会は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会と称する。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、秋田県南秋田郡天王町天王字上江川47番地610 天王町保健センター内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町の長が協議し、3町の長の中から会長1名、副会長2名を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長(前条第1項の規定により会長となった者を除く。)
- (2) 3町の議会議長及び議会の推薦する議員各2名
- (3) 3町の長が定めた者各3名
- (4) 3町の長が協議して定めた学識経験を有する者1名

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうち会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、3町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について検討し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第13条 協議会の運営に関する経費は、3町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の負担割合は均等割とする。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、3町の代表監査委員各1名に委嘱して行う。

- 2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員(第7条第1項第2号及び第3号の規定による者並びに監査委員に限る。)

は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年 7月 1日から施行する。

報告第2号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約等に関する確認書について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約等に関する確認書を別紙のとおり報告する。

平成15年7月12日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の規約等に関する確認書

天王町長、昭和町長、飯田川町長（以下「3町の長」という。）は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）中、3町の長が協議して定める事項、その他確認を必要とする事項について、下記のとおり協議し、確認した。

記

3町の長が協議して定める事項

1. 会長及び副会長の選任について（規約第6条第1項）

会 長	天王町長	石 川 光 男
副会長	昭和町長	千 田 鐵太郎
副会長	飯田川町長	小 玉 久 男

会長である町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに町長に就任した場合には、3町の長の協議により、会長及び副会長を選任するものとする。
副会長である町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに町長に就任した場合には、協議会の副会長としての身分を継承するものとする。

2. 委員の選任について（規約第7条第1項第4号）

秋田県秋田地域振興局長 山 口 博 司

3. 事務局の事務に従事する職員について（規約第11条第2項）

所属	職名	氏名	事務局職名
飯田川町	課長心得	幸 村 公 明	事務局長兼総務班班長
天王町（秋田県）	主席課長補佐 （副主幹）	渡 辺 雅 人	事務局次長
昭和町	課長補佐	菅 原 龍太郎	事務局長補佐兼調整班班長
天王町	主席課長補佐	村 山 久 尚	事務局長補佐兼計画班班長
昭和町	係 長	伊 藤 国 栄	計画班
天王町	係 長	千 葉 秀 樹	総務班
昭和町	主 事	菅 原 智 也	総務班
天王町	主 任	藤 原 忍	調整班
飯田川町	主 事	斎 藤 雅 基	調整班

派遣職員（秋田県職員）に係るすべての経費は、3町が均等に負担するものとする。負担金について千円未満の端数が生じた場合は、天王町で負担するものとする。

秋田県へは、天王町が支払い、昭和町、飯田川町はそれぞれ天王町に負担するものとする。

会長が定める事項

4. 会長の職務代理について（規約第8条）

昭和町長 千 田 鐵太郎

「会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき」とは、当該町長としての身分の喪失以外の場合で、協議会の会議を欠席する場合に該当する。また、該当町長としての身分の喪失の場合で、新たに協議会の会長が選出されるまでの期間に該当する。

5 . 協議会に属する現金を預ける金融機関について（財務規程第 5 条第 2 項）

秋田銀行 天王支店

その他の事項

6 . 委員の公務災害補償制度の適用について

規約第 7 条第 1 項第 3 号の委員（ 3 町の長が定めた委員）については、それぞれが属する町の公務災害補償制度を適用するものとする。

7 . 事務局職員の身分等について

事務局職員の身分は、それぞれの町に属する。

事務局職員の給与及び共済費等は、それぞれの町で負担する。

地方公務員法第 2 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する分限及び懲戒処分はそれぞれの町の条例による。

勤務時間の割り振り並びに休憩及び休息時間は、事務所所在の町の例による。

その他法令や別に定めがあるものを除き、職務の服務に関する事項は事務所所在の町の例による。

8 . 「会長が定める事項」の取扱いについて

規約、規程、要領で規定する会長が定める（指定する）事項は、特に必要な場合を除き、継続性を確保するため変更しないものとする。

9 . 確認内容の変更について

本確認内容等に変更が生じた場合は、別に確認書を取り交わすものとする。

以上のとおり協議し、確認した。

平成 1 5 年 6 月 3 0 日

天王町長 石川 光 男

昭和町長 千 田 鐵太郎

飯田川町長 小 玉 久 男

報告第3号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局規程について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局規程を別紙のとおり報告する。

平成15年7月12日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項及び幹事会規程第10条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会及び幹事会の会議に関すること。
- (2) 協議会及び幹事会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会及び幹事会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会及び幹事会の運営に関し必要な事項。

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及び計画班を置く。
2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、事務局長補佐、班長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長及び事務局長補佐は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡、調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 班相互間の連絡及び調整

3 班長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 自己の班に属する職員の指揮、監督
- (2) 分掌する事務の管理

4 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第 6 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定、改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第 7 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1 件につき 5 万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (3) 3 町との連絡調整に関すること。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (5) 職員の出張命令等に関すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第 8 条 会長が不在のときは、規約第 8 条の規定に基づき定められた副会長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第 9 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 10 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、事務所の所在する町の例による。

(給与等)

第 11 条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、事務所の所在する町の例により協議会が支給する。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

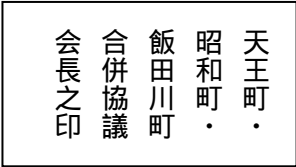
附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	分掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会及び幹事会の会議に関すること。 4 合併に係わる資料の編纂に関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等支給に関すること。 7 合併の方式及び期日に関すること。 8 新市の名称、事務所の位置に関すること。 9 国、秋田県との連絡、調整に関すること。 10 協議会だより、ホームページに関すること。 11 視察に関すること。 12 その他、他の班に属さないこと。
調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 2 特別職の職員、一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 3 組織及び機構に関すること。 4 一部事務組合、広域連合等の取扱いに関すること。 5 財産の取扱いに関すること。 6 地方税の取扱いに関すること。 7 条例、規則等の取扱いに関すること。 8 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 9 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 10 町・字名の取扱いに関すること。 11 公共的団体の取扱いに関すること。 12 慣行の取扱いに関すること。 13 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 14 介護保険事業の取扱いに関すること。 15 交通安全、消防及び防災事業の取扱いに関すること。 16 電算システムの調整に関すること。 17 各種事務事業の取扱いに関すること。
計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算編成に関すること。 2 新市将来構想の策定及び新市建設計画の作成に関すること。 3 財政計画に関すること。 4 住民説明会に関すること。

別表第2（第9条関係）

名 称	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会長印
ひな形	
寸 法	2 1 mm × 2 1 mm
書 体	てん書体
用 途	対外全般

報告第 4 号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会幹事会規程について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 1 2 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会幹事会規程

(趣 旨)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について検討し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、3町の合併に必要な事項について検討し、又は調整するものとする。

(幹 事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組 織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長2名を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(会 議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

2 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(専門部会)

第7条 規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議、又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(報 告)

第9条 幹事長は、幹事会の検討・調整経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幹事長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

別表(第3条関係)

町 名	職 名			
	天王町	助 役	収入役	総務課長
昭和町	助 役	総務課長	企画振興課長	
飯田川町	収入役	総務課長	企画調整課長	

報告第5号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会専門部会設置要領について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会専門部会設置要領を別紙のとおり報告する。

平成15年7月12日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

会長 石川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会専門部会設置要領

(設 置)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会(以下「協議会」という)幹事会規程第7条の規定に基づき、協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、協議会規約第3条各号に掲げる事項について専門的に協議、又は調整するものとする。

(組 織)

第3条 専門部会の名称及び委員は、別表のとおりとする。

(役 員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 部会長は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

5 副部会長は、専門部会の協議結果について記録・保存するものとする。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報 告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 7月 2日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	天王町	昭和町	飯田川町	羽城中事務局
総務部会	総務課長	総務課長	総務課長	
	出納室長	出納室長	収入役室係長	
企画部会	企画振興課長	企画振興課長	企画調整課長	
税務部会	税務課長	税務課長	税務課長	
	収納課長			
住民部会	町民生活課長	町民生活課長	町民生活課長	
福祉部会	福祉保健課長	福祉保健課長	福祉保健課長	
産業部会	産業課長	産業課長	産業建設課長	
建設部会	建設課長	都市建設課長	産業建設課長	
上下水道部会	下水道課長	公営企業課長	産業建設課長	
教育部会	教育長	教育長	教育長	教育長
	教育次長	教育次長	教育振興課長	課長
	生涯学習課長	教育次長補佐	社会体育課長	
	総合体育館長		公民館長	
	勤労青少年ホーム館長			
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	
農業委員会事務局部会	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長	

報告第 6 号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会分科会設置要領について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会分科会設置要領を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 1 2 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会分科会設置要領

(設 置)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会(以下「協議会」という)専門部会設置要領第7条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会専門部会部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、協議会規約第3条各号に掲げる事項について専門的に協議、又は調整するものとする。

(組 織)

第3条 分科会の名称及び委員は、別表のとおりとする。

(役 員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 分科会長は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催する。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

5 副分科会長は、分科会の協議結果について記録・保存するものとする。

(報 告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶 務)

第 8 条 分科会の庶務は、分科会長の属する町の担当部門が行う。

(委 任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 7 月 2 日から施行する。

別表（第3条関係）

部会名	分科会名	天王町	昭和町	飯田川町
総務部会	財政分科会			
	管財分科会			
	行政分科会			
	人事分科会			
	会計分科会			
企画部会	電算分科会			
	企画分科会			
税務部会	税務分科会			
住民部会	住民分科会			
	生活環境分科会			
	消防分科会			
福祉部会	福祉分科会			
	保険分科会			
	健康分科会			
産業部会	農林水産分科会			
	商工観光分科会			
建設部会	土木建設分科会			
	都市計画住宅分科会			
上下水道部会	上水道分科会			
	下水道分科会			
教育部会	教育総務分科会			
	学校教育分科会			
	社会教育分科会			
議会事務局部会	議会事務局分科会			
農業委員会事務局部会	農業委員会事務局分科会			

報告第7号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程を別紙のとおり報告する。

平成15年7月12日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除く、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第13条の規定に基づく3町の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、予算を調製し、協議会の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算を協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに3町の町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算を協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第 7 条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費を充用したときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを 3 町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

別紙資料1 財務規程で定める事項

番号	条文番号	内容	事項区分	備考
1	第5条第2項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料2のとおり
2	第6条第1項	協議会出納員	別に定める	別紙資料2のとおり
3	第9条第1項	収入支出の手続き様式	別に定める様式	別紙資料2のとおり
4	第9条第2項	その他の出納管理帳簿	詳細未定事項	別紙資料2のとおり

別紙資料2

1. 協議会の現金預入金融機関について（第5条第2項関係）

協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

事務所所在町の指定金融機関

2. 会長が命ずることができる協議会出納員について（第6条第1項関係）

会長が命ずることができる協議会出納員は、下記のものとする。

記

協議会事務局総務班の班長及びその他の職員

3. 収入及び支出の手続きについて（第9条第1項関係）

収入及び支出の手続き様式については、事務所所在町の例による。

4. 出納管理を行うその他必要な帳簿について（第9条第2項第2号関係）

出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳のほか必要に応じ事務局で定める。

協議第 1 号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営規程（案）及び
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営規程及び天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営申し合わせ事項を別紙のとおり提案する。

平成 15 年 7 月 12 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

- 第1条 この規程は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（基本方針）

- 第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。
- 2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

- 第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（表決）

- 第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。

（傍聴）

- 第6条 会議は、傍聴することができる。
- 2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

（会議録）

- 第7条 議長は、次の各号に掲げる事項は記録した会議録を調製するものとする。
- （1）開催日時及び場所
 - （2）出席委員等の氏名
 - （3）議題及び議事の要旨
 - （4）その他会長が必要と認めた事項
- 2 会議録に署名すべき委員は、2名とし、会長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長の町の例により行うものとする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者の出席)

第 10 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 月 日から施行する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議の運営等に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

- 1 代理出席は、3町の長にのみ認め発言できるものとする。ただし、代理者の場合は、会長及び副会長の職を代理するものではない。
- 2 委員の意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合は、3町それぞれの過半数の委員の同意をもって方針を決し、会議を進めるものとする。
- 3 傍聴者には会議次第のみを配布し、会議資料については、後日、協議会事務局及び3町の合併担当課において閲覧できるものとする。
- 4 この申し合わせ事項にない事項で、取扱いに疑義が生じた場合は、会長が別に定める。

参考資料

〔 解 説 〕

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）

2 委員の意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合は、3町それぞれの過半数の委員の同意をもって方針を決し、会議を進めるものとする。

事例

委員が各町7人の場合（会長に選任された者を除くため、会長選出町の委員は6人となる）

例 1

	A 町 (会長選出町)	B 町 (副会長選出町)	C 町 (副会長選出町)	計
賛成者数	4 人	4 人	4 人	12 人
反対数	2 人	3 人	3 人	8 人
判定	可	可	可	可

例 2

	A 町 (会長選出町)	B 町 (副会長選出町)	C 町 (副会長選出町)	計
賛成者数	6 人	7 人	3 人	16 人
反対数	0 人	0 人	4 人	4 人
判定	可	可	否	否

例 3

	A 町 (会長選出町)	B 町 (副会長選出町)	C 町 (副会長選出町)	計
賛成者数	3 人	7 人	7 人	17 人
反対数	3 人	0 人	0 人	3 人
判定	否	可	可	否

協議第 2 号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議傍聴規程（案）について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 7 月 1 2 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項は定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の状況により、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （3）はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （6）下駄、木製サンダルの類を履いている者
- （7）酒気を帯びていると認められる者
- （8）異様な服装をしている者
- （9）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

協議第 3 号

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程（案）について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり提案する。

平成 15 年 7 月 12 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第16条第2項の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額6,000円とする。ただし、天王町、昭和町、飯田川町の長（以下「3町の長」という。）及びその他の地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

（費用弁償の額）

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために天王町・昭和町・飯田川町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

（支給方法）

第4条 協議会委員等に支給する旅費については、事務所所在町の例による。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

県内法定協議会委員等報酬及び費用弁償の例

1. 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会

報酬 日額6,200円

費用弁償 協議会の職務を行うために移動に要した経費については、費用弁償として旅費を支給する。

ただし、3町の長については、協議会会議に係る費用弁償は支給しない。

2. 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

報酬 日額6,000円

費用弁償 協議会の職務を行うために移動に、千畑町、六郷町、仙南村以外の区域に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

日当2,800円 宿泊料14,200円 食卓料2,800円 交通費は実費

3. 大曲仙北合併協議会

報酬 日額5,500円とする。ただし、関係市町村の常勤の特別職及び地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

費用弁償 会議に出席の場合は、費用弁償として旅費は支給しない。視察等で構成市町村の区域以外に旅行した場合は、下記のとおりとする。

4. 本荘由利一市七町合併協議会

報酬 日額6,200円

費用弁償 協議会の職務を行うために本荘由利一市七町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

ただし、本荘由利一市七町の長については、これを支給しない。

5. 田沢湖・角館・西木合併協議会

報酬 日額6,000円

費用弁償 協議会の職務を行うために田沢湖、角館、西木以外の区域に出張したときは、会長の属する町の例により旅費を支給する。

6. 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（案）

報酬 日額6,000円とする。ただし、3町の長等については、これを支給しない。

費用弁償 協議会委員等が、協議会の職務を行うために天王町・昭和町・飯田川町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

協議第4号

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）について

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画を別紙のとおり提案する。

平成15年7月12日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

会長 石川 光 男

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）

- 1 協議会及び幹事会の開催
- 2 合併協定項目の調整
- 3 新市名称の公募
- 4 先進地視察の実施
- 5 新市建設計画の策定
- 6 住民説明会とシンポジウムの実施
- 7 事務事業の調整及び一元化
- 8 新市例規原案の作成
- 9 電算業務の調整及び一元化
- 10 協議会だよりの発行及びホームページの開設

新市誕生までのスケジュール(案)について

	合併任意協議会			法定合併協議第 期(5ヶ月)						法定合併協議第 期(9ヶ月)						法定合併準備期(6ヶ月)							
	平成 15 年 度												平成 16 年 度										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月
合併協議会	合併協議会規約(議決) 合併協議会幹事会規程 合併協議会分科会設置要領 合併協議会事務局規程 合併協議会財務規程 合併協議会議運営規程等作成 会長・副会長等選任協議			協議会の立ち上げ 合併基本項目事前調査			市町村建設計画の協議 協定項目の協議・確認(月2回程度開催) A群報告 A群確認・B群報告 B群確認・C群報告 C群確認・D群報告 D群確認・E群報告 E群確認・F群報告 F群確認・G群報告 G群確認・H群報告 H群確認・協定書案						各町臨時議会で合併議案議決 合併協定書に調印			合併協議会廃止の議決			市長職務執行者選任 合併協議会廃止 新市誕生				
合併協議会 事務局	任意協議会開始 事務局の設置 県事業量見込調査 県支援本部との連絡調整開始			将来構想(案)の作成の開始 建設計画(案)の作成開始 法定協議会開始			アンケート調査 将来構想・財政計画(案)を県支援本部に説明 アンケート調査 市町村建設計画・県支援本部と事前協議 市町村建設計画・県支援本部と正式協議 新市建設計画を県知事に正式送付						県知事に合併申請書提出 事務事業の調整とりまとめ			新例規のとりまとめ 閉町式・閉庁式準備 合併施行広報開始 閉町式・閉庁式 総務大臣による告示							
将来構想の策定	基礎調査・将来構想の策定																						
市町村建設計画の策定 財政計画案	市町村建設計画・財政計画の策定																						
事務事業の一元化	事務事業の洗い出しと現況調書作成			事務事業のすりあわせ、調整及び一元化																			
新例規立案・策定	例規の現況調書			例規のすりあわせ及び新例規立案・策定																			
電算業務の一元化	電算業務の洗い出しと現況調書作成			新市電算システム導入計画書作成						電算業務の調整及び一元化													
住民説明会等	住民説明会						住民説明会 シンポジウム			住民説明会													
ダイジェスト版の作成	将来構想						建設計画																

協議第 5 号

平成 1 5 年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会予算（案）について

平成 1 5 年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会予算を別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 7 月 1 2 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

8. 先進地視察研修について

・期 日 平成15年8月4日(月)～5日(火)

・天王町・昭和町・飯田川町合併協議会研修視察

1. 目 的

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会における合併協議を進めるにあたり、合併先進地の状況等を研修視察することにより、今後の協議会の円滑な運営に資することを目的に実施する。

2. 参加者及び随行者

会長、副会長 3名
委 員 19名
幹事長 1名(昭和町助役)
合併担当課長 3名(天王町企画振興課長・昭和町企画振興課長・飯田川町総務課長)
事務局 5名(局長・次長・局長補佐2名・総務担当)
合 計 31名

3. 期 日

平成15年 8月 4日(月)～5日(火)

4. 視察場所

岩手県北上市

平成3年4月に北上市、和賀町、江釣子村が新設合併した。人口約92,000人(岩手県第2位)で工業出荷額は県下第1位の集積をもち、活気ある都市として注目を集めている。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

平成15年2月28日に法定協議会を設立し、6月末までに6回の協議会を開催している。3町村の人口は約2万4千人、面積は約168km²となっている。

5. 日 程

8月4日	午前9時	～9時30分	天王町・昭和町・飯田川町役場 発
	午後1時30分	～3時30分	研 修(北上市役所)
	午後5時		北上市内ホテル到着
8月5日	午前8時30分		ホテル出発
	午前9時40分	～11時	研 修(仙南村役場)
	午後3時		到 着

9 . 次回の開催日について

第 2 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催予定

開催予定日 平成 1 5 年 月 日 () 時 ~

開催予定場所 天王町福祉センター